
規 則

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第107号

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則

高知県割賦販売法施行細則（平成12年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第41条第2項」を「第41条第7項」に、「別記様式のとおり」を「別記様式によるもの」に改める。

別記様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「第41条第1項の規定による」を「第41条第1項又は第5項の規定により」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。